

各世帯の要件は
裏面へ

三世代同居・近居世帯、 多子世帯の住宅取得を 支援します！

三世代同居・近居世帯又は
多子世帯の居住に用いるため、
新築住宅若しくは中古住宅の
取得に要した経費

30万円
支援

◎さらに以下の要件に該当すると…

三世代同居等世帯
かつ多子世帯

10万円加算

中古住宅取得

10万円加算

18歳までの子又は孫が4人以上の場合

1人につき10万円加算

最大
20万円
まで加算

●……………
合計
50万円
まで支援

7/22（月）から受付

令和元年度申請分

※令和2年3月31日までの住宅の引渡しと
建物登記等が必要になります。

先着順

詳細は裏面へ

お問い合わせ
お申込み先

〒318-8511
高萩市本町1-100-1

高萩市企画部地方創生課

☎0293-23-2127

申請書等の様式の
ダウンロードはこちらから



高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援

高萩市では、三世代同居等による子育て・介護の家族による助け合いを促すとともに、多子世帯における快適な住環境の構築を図り、もって定住人口の増加に資することを目的として、三世代同居等世帯又は多子世帯の居住に用いるため、新築住宅若しくは中古住宅の取得に要した経費の一部を支援する「高萩市三世代同居等世帯・多子世帯住宅取得支援補助金」を実施します。

補助対象者：三世代同居等世帯又は多子世帯に属する方で、下記全てを満たす方

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての方が、市内に住所を有していること。又は令和2年3月31日までに転入予定であること。
- (2) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての方が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての方が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (4) 過去に当補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 申請者（三世代同居の場合は、その親世帯も含む。）の全員が、令和2年3月31日までに取得した住宅に居住し、住民登録をすること。
- (6) 高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

補助対象事業：自己居住用の新築住宅又は中古住宅の取得において、下記全てを満たしたものの

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯の居住に用いる住宅について、平成29年4月1日以降に工事請負契約又は不動産売買契約を締結し、かつ、完成又は引き渡し及び所有権保存（移転）の登記が、令和2年3月31日までに完了すること。
- (2) 事業に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が、30万円以上であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる新築住宅又は中古住宅の取得に対し、他の同種補助金の交付を受けていないこと。

- ◇子…親の一親等の直系卑属をいいます。
- ◇孫…親の二親等の卑属であって、補助対象事業契約日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方をいいます。
- ◇三世代同居…市内で親、子及び孫が同一の住宅に居住することをいいます。
- ◇三世代近居…親の世帯と子の世帯がそれぞれ居住する住宅が市内にあり、かつ両住宅が高萩市立小中学校の学区に関する規則（昭和47年教育委員会規則第1号）による同一の中学校区にあること、又は両住宅間の直線距離が2キロメートル以内であることをいいます。ただし、子の世帯に孫が同居している必要があります。
- ◇三世代同居等…三世代同居及び三世代近居をいいます。
- ◇多子世帯…補助対象事業契約日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の世帯をいいます。
- ◇新築住宅…新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいいます。
- ◇中古住宅…新築以外の住宅をいいます。

補助金の額

1事業当たり30万円。ただし、下記要件に該当する場合は、それぞれ10万円加算（最大20万円）するものとし、1事業当たりの補助金の額は50万円を限度とします。

- (1) 三世代同居等世帯かつ多子世帯の場合
- (2) 自己居住用の中古住宅を取得した場合
- (3) 三世代同居等世帯については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫が4人以上の場合（1人につき10万円加算）
- (4) 多子世帯については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が4人以上の場合（1人につき10万円加算）

申請方法

申請書（様式第1号）に、下記の書類を添付して、高萩市地方創生課に提出してください。

- (1) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する全ての方の住民票閲覧および確認についての同意書（三世代同居等世帯および多子世帯の方は様式第1号に署名・押印）三世代近居の方は、近居する親世帯の同意書（別紙）を添付
- (2) 三世代同居等世帯又は多子世帯に属する満年齢18歳以上の全ての方（ただし、学校教育法に規定する学校に通学している方を除く）の市区町村税等に滞納がないこと又は市区町村税が非課税であることを確認できる次の書類
ア. 市税等の納付状況の閲覧及び確認に関する同意書
イ. H31年1月1日現在で高萩市外に住所を有していた方は、上記アに加えて当該住所を有していた市区町村の発行した納税証明書又は非課税証明書
- (3) 三世代同居等世帯は、親の世帯と子の世帯との関係を証明できる戸籍謄本等の書類
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 対象住宅の位置図（三世代近居で同一中学校区以外の場合は、両住宅間の直線距離が分かるもの）

申請書等の様式は
こちらから



【お問い合わせ・お申込み先】

〒318-8511 高萩市本町1-100-1

高萩市企画部地方創生課

☎0293-23-2127